

姫路市市民後見人等養成研修 事前説明会 参加者募集

認知症や知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方に代わって成年後見人等が日常生活上の契約を結んだり、財産管理などを行う成年後見制度があります。

姫路市成年後見支援センターでは、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市民が新たな後見業務の担い手となるよう、市民後見人等養成研修を実施します。養成研修の開催にあたって、下記の日程にて事前説明会を行います。受講を希望される方はご参加ください。

●市民後見人とは、判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう身近な存在として支援する、専門職や親族以外の後見人のことです。

日時：①2019年5月17日（金）13：30～

②2019年5月17日（金）18：30～

③2019年5月18日（土）13：30～

会場：①②③いずれも 姫路市総合福祉会館 第5会議室
（姫路市安田3丁目1番地）

※事前説明会の参加費、事前予約は不要です。

※公共交通機関でのご来場にご協力をお願いします。

対象：姫路市内在住の方で、20歳以上68歳以下の方。

※法人後見を実施予定の団体の方はお問い合わせください。

①～③
いずれも
内容は同じ
です。

【問合せ先】 姫路市成年後見支援センター
姫路市安田3丁目1番地姫路市総合福祉会館2階
電話079-262-9000 FAX079-262-9001

【養成研修の内容は裏面へ】

姫路市市民後見人等養成研修

※詳細は事前説明会で説明します。

【受講要件】 姫路市内在住で、下記の要件すべてに該当する
必要があります。

- (1) 養成研修修了後に市民後見人として活動する意思を持つ者。
- (2) 養成研修受講開始日における年齢が20歳以上68歳以下の者。
- (3) 心身ともに健康で、原則として研修のすべての日程を受講できる者。
- (4) 福祉活動に理解と熱意のある者。
- (5) 専門職後見人として受任することが適切と考えられる弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士等の資格を有していない者。
- (6) 民法847条にある欠格事由に該当しないこと。
(未成年者、裁判所から法定代理人・保佐人又は補助人を免ぜられた者、破産者など)

【定員】 20名 (申込み多数の場合は抽選)

【申込書】 事前説明会で配布します。

【受付期間】 2019年5月20日(月)～6月17日(月)
※姫路市成年後見支援センターに申込書をお持ちください。

【受講料】 無料
※ボランティア保険加入料(500円)が必要

【日程】 2019年7月26日(金)～2020年2月21日(金)のうち、月1回程度 11日間
(57時間)

【研修内容】 成年後見制度、法律知識、対象者の理解、福祉サービス及び制度理解など

【会場】 姫路市総合福祉会館(姫路市安田3-1)

受任後は無報酬での後見活動を前提としています。

【問合せ先】 姫路市成年後見支援センター
姫路市安田3丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階
電話079-262-9000 FAX079-262-9001